

報告第1号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年2月24日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
平成27年12月1日	114,260円	足立区青井在住者	平成24年2月17日、午前8時20分頃、区立栗島小学校において、始業前の教室内で遊んでいた児童が投げた折畳み傘が、相手方児童の顔面に当たり、顔面に裂傷を負った。